

【アメリカ】 アメリカの発明を讃える 1 ドル硬貨法

アメリカの発明、発明者及び発明グループの業績を讃えるための 1 ドル硬貨の铸造・発行を定める法律が 2018 年 4 月 20 日に成立した (American Innovation \$1 Coin Act, P.L.115-197)。合衆国財務省により、2019 年 1 月 1 日から 14 年間、1 年間に 4 つの硬貨が、州 (50)、コロンビア特別区及び海外領土 (プエルトリコ自治連邦区、グアム、アメリカ領サモア、アメリカ領バージン諸島及び北マリアナ諸島自治連邦区) において発行される。デザインの要件として、硬貨の表面には、硬貨の縁にかかるサイズで自由の女神像、「\$1」、及び「In God We Trust」を刻印することが規定されている。また裏面には、傑出した発明、発明者又は発明グループを象徴するイメージを刻印することが規定されている。ただし発明者の胸像又は肖像を刻印することはできない。

海外立法情報調査室・原田 久義

・ <https://www.congress.gov/115/bills/hr770/BILLS-115hr770enr.pdf>

【アメリカ】 小企業のサイバーセキュリティを改善するための法律

2018 年 8 月 14 日、アメリカの小企業のサイバーセキュリティを改善するため、国立標準技術研究所 (NIST) 法を改正し、NIST に新たな任務を課す法律 (NIST Small Business Cybersecurity Act, P.L.115-236) が成立した。同法は、NIST が自身のウェブサイトにおいて、小企業がサイバーセキュリティのリスクを特定し、分析し、管理し及び削減させるために、自発的に使用することのできる標準及び方法等に係る資源を提供しなければならないと定める。また当該資源は、①技術的に中立であり、②可能な限り国際標準に基づき、③実装する小企業の特質及び規模並びに情報システムに収集又は格納されたデータの機密性に合わせて多様であり、④サイバーセキュリティ向上法 (P.L.113-274) に基づく、国のサイバーセキュリティ啓蒙・教育プログラムと一貫したものでなければならないと規定する。加えて、当該資源には実際に適用した場合のケーススタディを含まなければならないとしている。

海外立法情報調査室・原田 久義

・ <https://www.congress.gov/115/bills/s770/BILLS-115s770enr.pdf>

【EU】 欧州渡航情報認証システム (ETIAS) 設置規則の制定

欧州渡航情報認証システム (European Travel Information and Authorisation System: ETIAS) を設置するための規則が、2018 年 9 月 19 日に公布、同年 10 月 9 日に施行された (Regulation (EU) 2018/1240)。ETIAS は、シェンゲン圏 (欧州の 26 か国で構成する共通出入国管理領域) への渡航に際し、オンラインによる事前審査を義務付けるもので、短期滞在ビザが免除されている域外国 (日本を含む約 60 か国) からの渡航者が対象となる。ETIAS の導入は、テロ・重大犯罪、不法移民、伝染病などのリスクについて事前審査を行い、域内の安全向上や出入国審査の迅速化などに役立てることを目的としたものである。規則は、渡航認証の申請に際し、18~70 歳の者は 7 ユーロ (1 ユーロは約 128 円) の費用を支払うこと、また、渡航認証の有効期間は、3 年間又は申請時に登録するパスポートの有効期間のいずれか短い方とすることを定めている。今後のシステム構築を経て、2021 年の運用開始が目指されている。

海外立法情報課・島村 智子

・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32018R1240>

【EU】サマータイム制度の廃止に関する指令案

EUでは、域内で一律に時計を1時間早めるサマータイム（夏時間）期間を、毎年3月の最終日曜日から10月の最終日曜日まで実施している（Directive 2000/84/ECに基づく。）。このサマータイム制度に関し、当初の導入目的であった省エネルギーへの貢献度低下や、健康への悪影響が指摘されるようになり、欧州議会は2018年2月8日の決議（P8_TA(2018)0043）において、欧州委員会に対し制度の見直しを要請した。2018年7月4日から8月16日には、サマータイム制度に関するオンライン意見公募が欧州委員会により実施され、意見公募に寄せられた約460万件の回答のうち84%が制度廃止を希望した（SWD(2018)406 final）。これらを受け、欧州委員会は2018年9月12日、サマータイム制度を廃止するための指令案を公表した（COM(2018)639 final）。指令案は、2019年3月31日の夏時間への変更を最後とし、その上で、現行制度における冬時間を標準時間として使用する加盟国は、2019年10月27日に最後の時間変更を行えることを定めている。欧州委員会は、このスケジュールで制度廃止を実現するためには、2019年3月までに指令案を採択する必要があるとしている。

海外立法情報課・島村 智子

- ・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2018:639:FIN>
- ・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52018SC0406>

【フランス】公安当局者による携帯型ビデオカメラの使用

2018年8月3日、公安当局者による携帯型ビデオカメラの使用に関する法律第2018-697号が成立した。2016年6月から2年間、状況や関係者の行動に鑑み重大事件が発生し得ると考えられ又は現に発生した場合、市町村警察は出動時の携帯型ビデオカメラでの記録が実験的に許可されていた。実施1年後の2017年6月に議会に提出された評価記録書は、この使用を適切で有用であると評価した。このため、正式にこの使用を導入すること、また、同様の実験を3年の期限付きで消防士及び刑務行政監督官を対象に行うことが定められた。市町村警察による使用の場合と同様、ビデオカメラは見えるように使用し、記録中は信号により使用中と分かるようにする必要がある。記録は、司法手続、行政手続又は懲戒手続に使用される場合を除き、6か月後に消去される。この実験は、適用方法及び収集した情報の取扱い等を定めるデクレ（政令に相当）の公布後に開始され、政府は実験終了の6か月前までに、評価記録書を議会に提出する。

海外立法情報課・安藤 英梨香

- ・ <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000037284329&dateTexte=20180803>

【フランス】危険運転の罰則強化

2018年8月3日、車両の暴走に対する罰則を強化する法律第2018-701号が成立し、危険運転の罰則強化、危険運転教唆の軽罪の創設が次のように定められた。原動機付陸上用車両によって道路利用者の安全を危険にさらし又は公共の平穩を妨げる行為を故意に繰り返す者は、1年の拘禁刑及び15,000ユーロの罰金を科す。当該行為を集団で行う者は、2年の拘禁刑及び30,000ユーロの罰金を科す。麻薬使用中の運転、酒酔い運転、無免許運転の場合は3年の拘禁刑及び45,000ユーロの罰金、これらの2つ以上に該当する場合は5年の拘禁刑及び75,000ユーロの罰金を科す。これらの行為を危険運転とし、危険運転を教唆し、危険運転をする集団を編成し又は手段を問わず危険運転行為を唆す者は、2年の拘禁刑及び30,000ユーロの罰金を科す。危険運転の罪を犯した者は、犯行に使われた車両を行為者が所有し又は使用権を有する場合はその強制没収、最長3年間の運転免許の停止又は取消し及び最長3年間の新しい免許の交付申請の禁止、公益奉仕労働、などの罰を受ける。(1ユーロは約128円)

海外立法情報課・安藤 英梨香

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000037284442&dateTexte=20180803>

【ドイツ】洪水防御を更に改善し、手続を簡易化する法律（洪水防御法Ⅱ）

洪水被害の防止や低減を目指して、洪水の危険性の高い地域を「浸水区域（氾濫原区域）」に指定して開発を規制する等の洪水防御制度は、2005年の「洪水防御法」（BGBl. I 2005 S. 1224）によって強化されていた。さらに、その制度を改善する「洪水防御法Ⅱ」（BGBl. I S. 2193）が2017年6月に制定され、主要部分が2018年1月5日に施行された。同法は、全5条から成る条項法（Artikelgesetz）で、第1条から第4条で、水管理法（BGBl. I 2009 S. 2585. 本誌254号（2012年12月）pp.126-179参照）、建設法典（BGBl. I 2017 S. 3634）、連邦自然保護法（BGBl. I 2009 S. 2542）、行政裁判所法（BGBl. I 1991 S. 686）を改正し、第5条で施行日を規定する。

洪水防御制度では、洪水被害を低減させるために、洪水防御施設（ダム、堤防、洪水貯留池等）の整備だけでなく、河川からあふれた流水が低水位で広がることのできるスペースをより多くとる等の対策が講じられている。具体的には、浸水区域については、被害が増えないよう、ダムや堤防の建設以外の新たな建設計画や草地の農地への転用を禁止し、また護岸工事箇所も自然状態に復元するなどの措置がとられている。

今回制定された洪水防御法Ⅱによって実施される主な措置は、以下のとおりである。洪水防御施設の計画、認可及び建設の手続を簡易化して迅速化を図る。手続における公衆参加を阻害せず、司法手続を速める。豪雨や雪解け水によって短時間で洪水が起きる可能性のある地域（低山岳地帯、アルプス地域）を新たなカテゴリー「洪水発生区域」に指定し、その地域の道路建設や大規模な土壌被覆等のプロジェクトは、土地の排水力を損ねかねないため、認可義務の対象とする。建物の洪水被害を悪化させる主な原因である燃料油については、浸水区域等での燃料油を使用する暖房器具・設備の新設を禁止し、住宅所有者の旧式暖房設備の改修・交換への助成プログラムを実施し、オイルタンク等の旧式の燃料油の施設を洪水に耐えられるよう改修することを義務付ける。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP18/776/77685.html>

【ロシア】結核の拡大防止に関する法改正

ロシアの結核罹患率は、減少傾向にあるものの、WHOによれば、2017年は人口10万人当たり86人であり、先進国（日本19人、アメリカ10人、ドイツ6.2人）と比較すると依然として高い数値となっている。結核対策の改善を目的として、2018年8月3日連邦法第314号「ロシア連邦における結核の拡大防止に関する法律の改正」が公布された。今回の法改正では、①医療的支援（診察等）の際、結核の疑いを示す兆候が判明した場合、追加検査と予防的観察を義務付けること、②居住地、職場、学校、矯正施設等において結核感染者及び結核に感染した家畜と接触した者を措置の対象とすること、③感染者の早期発見及び適切な治療の実施のための事業は、結核の疑いがある者、結核の感染源と接触した者を対象とし、さらに結核が完治した者も含めること、④患者の義務として、医療及び衛生に関連する法令に従い、結核専門医の指導の下、医薬品の処方を含む医療行為を受け入れること等が定められた。同改正法は、2018年8月14日から施行された。

海外立法情報課・徳永 俊介

・ <http://kremlin.ru/acts/news/58226>**【韓国】鉄道駅のプラットホームへのホームドア設置義務の範囲拡大**

韓国の鉄道関連法制では、これまで、国土交通部（部は日本の省に相当）長官が告示する技術基準に基づいて鉄道施設を設置することが義務付けられ、鉄道駅のプラットホーム（以下「ホーム」）へのホームドア設置についても、同基準に基づいて設置されてきた。しかし、同基準では、都市部の鉄道路線にのみホームドア設置を義務付けており、地方の鉄道路線にはホームドア設置を義務付けていなかった。そのため、乗客の転落事故につながりやすい高床ホーム（列車の床面に高さを合わせたホーム）の中に、ホームドア設置義務のないホームが混在していた。2018年8月14日、鉄道安全法が改正され、鉄道路線の種類にかかわらず、全ての高床ホームへのホームドア設置を義務付ける規定（第25条の2）が新設された（2019年2月15日施行）。ただし、ホームドア設置が困難な場合（ドアの位置が異なる複数の鉄道車両が乗り入れる場合等）は、この限りでない。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_G1E8X0J1V3C0Y1V1N3F2A0V5K0Y9A8**【韓国】国家トラウマセンターの設置**

2018年6月12日、「精神健康増進及び精神疾患患者福祉サービス支援に関する法律」が改正され、保健福祉部（部は日本の省に相当）長官（以下「長官」）が、災害や事故によりPTSD（心的外傷後ストレス障害）等を発症した患者の治療及び社会復帰を支援する「国家トラウマセンター」を設置・運営できるとする規定（第15条の2）が新設された（同年12月13日施行）。今回の法改正は、同年4月5日にソウル特別市の国立精神健康センター内に開設された国家トラウマセンターの法的根拠の整備を目的とする。同センターは、①PTSD等の患者の支援のための指針の作成・普及、②PTSD等の患者に対する心理相談・心理療法、③トラウマに関する調査・研究、④関係機関間の協力体制の構築、⑤その他長官が定める業務を遂行する。長官は、同センターの設置・運営を、業務に必要な専門家及び施設を備えた機関に委任又は委託できる。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Q1D7V0S8V0C7J1A4Y2M2V4I5G6Z9U4

【中国】個人所得税法の改正

2018年8月31日、中国の個人所得税法が改正された(2019年1月1日施行)。同法は、1980年の制定以来、1993年、1999年、2005年、2007年(2回)、2011年に改正され、税率の見直しや課税最低限の引上げが行われてきた。7回目となる今回の改正の主な内容は、①納税義務者判定における居住者・非居住者区分の明確化、②総合課税方式の部分的導入(居住者個人の給与、役務報酬、原稿料、特許権使用料の所得に適用)、③源泉徴収と申告納付の手続の一層の明確化、④所得控除の拡大(基礎控除額を月額3500元から5000元に引上げ、子女教育、高齢者介護、住宅取得等の控除を新設)、⑤税率の見直し(3%から45%まで7段階の税率区分のうち、25%までの4税率の適用範囲を拡大)等である。これにより、中低所得者層を中心として、全ての国民に減税効果が及ぶとされる。年間の税収減は約3200億元に達すると見込まれるが、中国政府は、減税による消費拡大を経済成長につなげることを意図している。(1元は約16.2円)

海外立法情報課・岡村 志嘉子

・ http://www.chinalaw.gov.cn/art/2018/9/3/art_11_209112.html

【フィリピン】メンタルヘルス法の制定

2018年6月20日、精神保健に対するフィリピン国民の基本的権利を保障し、精神保健サービスを促進することを目的として、メンタルヘルス法(R. A. 11036. 全49条)が公布された。フィリピンではうつ病や若者の自殺が社会問題となっている。この法律は、精神保健のための効果的な指導や管理を強化し、精神医学、神経学及び心理社会的アプローチからの支援の必要性に対応できる、包括的で効果的な統合された精神保健医療システムを確立することを目的とし、保健省における精神保健部門の設置、精神保健サービスの概要、サービス利用者の権利などを規定している。精神保健サービスは、保健省と各地域の政府組織が中心となって行われる。また、各教育機関は生徒、教職員のための、精神保健に関する啓発や個人への支援などを策定した政策やプログラムを推進し、公立・私立を問わず、全ての教育機関に精神保健の専門家を配置しなければならない。

海外立法情報課・山崎 美保

・ <http://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2018/06jun/20180620-RA-11036-RRD.pdf>